

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和 5 年 3 月 15 日付けの各保護変更決定通知書により請求人に対して行った保護変更年月日を同年 1 月 1 日とする保護変更決定処分（以下「本件処分 1」という。）、保護変更年月日を同年 2 月 1 日とする保護変更決定処分（以下「本件処分 2」という。）及び保護変更年月日を同年 3 月 1 日とする保護変更決定処分（以下「本件処分 3」といい、本件処分 1 ないし本件処分 3 を併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

令和 5 年 1 月 25 日に、亡母の遺骨を共同墓地から引き取り、一時預り金として平成 14 年 12 月頃に納めた 245,000 円が返金された。遺骨の改葬許可書の作成が終わり、暖かくなったら納骨をしようとしていたが、色々なことが重なり、返金された 245,000 円と旅費は、食費や衣服等に使ってしまった。

10 年以上前に契約したお墓の返金まで収入認定されるのか分からない。旅費や納骨に関する諸経費が支払えなくなる。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 7 月 2 9 日	諮問
令和 6 年 1 1 月 1 2 日	審議（第 9 4 回第 4 部会）
令和 6 年 1 2 月 9 日	審議（第 9 5 回第 4 部会）
令和 7 月 1 月 2 1 日	審議（第 9 6 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定される。

なお、法 1 1 条 1 項は、1 号に生活扶助を、3 号に住宅扶助を、4 号に医療扶助を掲げている。

(2) 保護の変更

法 2 5 条 2 項及び同項において準用する法 2 4 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所にそ

の旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・2は、「収入の認定は、月額によること」としている。

イ その他の臨時的収入

次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)は、その他の臨時的収入については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定することとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・1・(5)は、その他の収入は、その全額を当該月の収入として認定すること、ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとするとしている。

(5) 遡及変更の範囲

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2・(答)は、収入の増が事後になって明らかとなった場合、収入充当額の認定を遡及変更して既に支給した保護費の一部又は全部を返還させる場合、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができるが、当該調整を考えるべき範囲は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と解すべきとしている。

また、扶助費の額を遡及変更した場合、過渡分を戻入する必要があるが生じるが、この場合も遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきであるとしている。

(6) 次官通知及び局長通知の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするも

のであり、実務の適切な遂行に資するものとして作成されたものである。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件各処分について

ア 本件収入申告書によれば、本件解約金は、次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)のその他の臨時的収入と認められるところ、法4条1項の保護の補足性の原則に従えば、当該収入は、請求人の最低限度の生活の維持のために活用すべきものであり、法に基づく保護は、当該収入を活用してもなお不足する分を補う限度で行われるべきこととなる。

したがって、処分庁が、次官通知及び局長通知に基づき、本件解約金（245,000円）のうち8,000円を超える237,000円を、請求人が受領した令和5年1月から同年3月までの収入として認定した本件各処分に誤りは認められない。

また、処分庁は、既に決定支給した同年1月分の保護費82,232円のうち医療扶助（移送費）628円を除く81,604円を0円に遡及変更しているが、扶助費の額を遡及変更して過渡分を戻入する必要がある場合、遡及変更の限度は3か月程度（発見月からその前々月分まで）とされていること（上記1・(5)）からすれば、当該遡及変更に不合理な点は認められない。このことは、同年2月分及び3月分の保護費の遡及変更についても同じことがいえる。

イ ところで、本件処分1に係る保護変更決定通知書には、「保護変更の理由」として、「その他非稼働収入の認定」に加えて、「移送費（医療扶助）計上」と記載されている。本来であれば、移送費（医療扶助）は、被保護者が医療機関を受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合に支給されるものであり、保護変更決定の際に移送費の支給が行われる場合には「移送費（医療扶助）計上」等の理由が付されることとなる。請求人の令和5年1月分の支給済保護費には移送費（医療扶助）が計上されているところ、同年3月15日付けの本件処分1においては、移送費（医療扶助）の支給実績がなく、当該記載は本件処分1の理由としては不適当なものである。

しかしながら、保護費の算定に誤りはなく、当該記載は本件処分1に影響を及ぼすものではないから、違法又は不当なものとはまではいえない。

また、本件処分3のうち、令和5年2月の通院交通費に係る移送費（医療扶助）の計上については、法令等の定めにより適正になされており、誤りは認められない。

(2) 以上によれば、本件各処分はいずれも、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件返還金は既に費消しており、また、10年以上前に契約したお墓の返金まで収入認定される理由が分からないと主張する。

しかし、法に基づく保護は、利用し得る資産を最低限度の生活の維持のために活用することがその要件とされていることからすれば、本件返還金が既に費消されていたとしても、当該収入を収入認定することが法の目的に反するとはいえない。

そして、本件各処分に違法・不当な点がないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美